

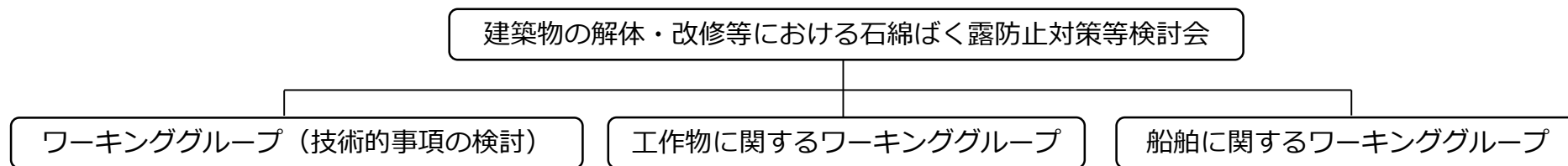
建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会 報告書（概要）

1 検討会の目的

建築物の解体・改修等におけるばく露防止対策に関して、現在の技術的知見等も踏まえ検討を行い、その結果を取りまとめ、石綿ばく露防止対策等の充実に資することとする。

2 検討方法

検討会の下に、技術的事項について検討する「ワーキンググループ」、工作物について検討する「工作物に関するワーキンググループ」、船舶について検討する「船舶に関するワーキンググループ」を設置し、建築物、工作物及び船舶の解体・改修の作業に係る労働者の石綿ばく露防止対策について検討。



3 検討会の参集者・開催状況 ※○は座長、五十音順

出野 政雄	(公社) 全国解体工事業団体連合会 専務理事
漆原 肇	日本労働組合総連合会 労働法制局長
笠井 賢一	(一社) 全国建設業協会 環境専門特別委員
古賀 純子	芝浦工業大学建築学科教授
田久 悟	全国建設労働組合総連合 労働対策部長
○豊澤 康男	前(独法) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長
中村 憲司	(独法) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所主任研究員
本多 敦郎	(一社) 日本建設業連合会 安全委員会安全対策部会長
村井 孝嗣	(一社) 住宅生産団体連合会 環境委員会委員、積水ハウス株式会社環境推進部課長
本橋 健司	(一社) 建築研究振興協会会長
本山 謙治	建設業労働災害防止協会 技術管理部長

(開催状況)

第1回	平成30年7月9日
第2回	平成30年12月5日
第3回	令和元年7月30日
第4回	令和元年10月9日
第5回	令和元年12月3日
第6回	令和2年2月17日
第7回	令和2年4月6日
第8回	令和2年4月14日(書面開催)

報告書公表 令和2年4月14日

4 各ワーキンググループの参集者・開催状況 ※○は座長、五十音順

(ワーキンググループ)

浅見 琢也	(一社) J A T I 協会 技術参与	(開催状況)
出野 政雄	(公社) 全国解体工事業団体連合会 専務理事	第1回 平成30年7月31日
笠井 賢一	(一社) 全国建設業協会 環境専門特別委員	第2回 平成30年12月5日
亀元 宏宣	(一社) 日本環境測定分析協会 アスベスト分析法委員会委員	第3回 平成31年1月8日
古賀 純子	芝浦工業大学建築学科教授	第4回 平成31年2月19日
小島 政章	建設業労働災害防止協会 セーフティエキスパート	第5回 令和元年6月4日
小西 淑人	(一社) 日本繊維状物質研究協会 専務理事	
島田 啓三	建設廃棄物協同組合 理事長	
外山 尚紀	(公社) 日本作業環境測定協会 石綿分析技術評価事業検討委員会委員 / 特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター	
○豊澤 康男	前(独法) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長	
中村 憲司	(独法) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所主任研究員	
姫野賢一郎	(一社) 建築物石綿含有建材調査者協会 理事	
村井 孝嗣	(一社) 住宅生産団体連合会 環境委員会委員、積水ハウス(株)環境推進部課長	
本山 幸嘉	(一社) 日本アスベスト調査診断協会 理事長	
米谷 秀子	(一社) 日本建設業連合会 環境委員会建築副産物部会長	

(工作物に関するワーキンググループ)

出野 政雄	(公社) 全国解体工事業団体連合会 専務理事	(開催状況)
漆原 肇	日本労働組合総連合会 労働法制局長	第1回 令和2年2月3日
笠井 賢一	(一社) 全国建設業協会 環境専門特別委員	第2回 令和2年2月20日
川口 正人	(一社) 日本建設業連合会	第3回 令和2年3月3日
佐原 薫	日本メンテナンス工業会 事務局長	
○豊澤 康男	前(独法) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長	




(船舶に関するワーキンググループ)

菅 晃	ジャパンマリンユナイテッド株式会社企画管理本部 安全衛生環境部長	(開催状況)
小西 淑人	(一社) 日本繊維状物質研究協会 専務理事	第1回 令和2年1月31日
関元 貫至	(一社) 日本中小型造船工業会 常務理事	第2回 令和2年2月17日
○豊澤 康男	前(独法) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長	第3回 令和2年3月3日
野口 隆信	日本基幹産業労働組合連合会 中央執行委員	
野口 雅史	(一社) 日本造船協力事業者団体連合会 常務理事	
林 昇	株式会社 I M C マリンサービス事業本部 技監	

報告書の項目

- | | |
|----------------------|---|
| 1 解体・改修工事開始前の調査 | <ul style="list-style-type: none">・ 事前調査の対象の明確化（調査を不要とする作業の明確化）・ 事前調査の方法の具体化（現地調査の必須化等）・ 吹き付け材に対するみなし規定の適用・ 事前調査を行う者の要件の新設（一定の講習修了等の義務化）・ 分析を行う者の要件の新設（一定の講習修了等の義務化）・ 事前調査結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化等） |
| 2 解体・改修工事開始前の届出 | <ul style="list-style-type: none">・ 計画届の対象拡大（作業届対象作業も計画届に見直し）・ 解体・改修工事に係る届出制度の新設（一定規模以上の建築物・工作物の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等） |
| 3 隔離作業に係る措置 | <ul style="list-style-type: none">・ 隔離・漏洩防止措置（隔離解除時の除去完了確認義務化、集じん・排気装置の変更時点検、作業中断時の負圧点検の義務化）・ 仕上げ塗材に対する措置（電動工具による除去時の隔離※義務化）
<small>※負圧は不要</small> |
| 4 隔離を必要としない作業に係る措置 | <ul style="list-style-type: none">・ レベル3建材に対する措置（ケイ酸カルシウム板1種破碎時の隔離※義務化）
<small>※負圧は不要</small>・ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置（他の発散抑制措置の努力義務化） |
| 5 作業の記録 | <ul style="list-style-type: none">・ 作業計画に基づく作業実施状況等の記録（写真等による記録の作成及び3年保存の義務化） |
| 6 作業時の作業環境測定 | <ul style="list-style-type: none">・ 様々な作業における作業環境中の石綿濃度の測定・公表 |
| 7 解体・改修工事に係る管理体制 | <ul style="list-style-type: none">・ 工事計画作成者及び工事現場の監理者に対する教育の充実・ 労働者及び一人親方に対する周知の強化 |
| 8 事業者、国民に対する情報公開、周知等 | <ul style="list-style-type: none">・ 関係情報の公開（国民・事業者向けウェブサイトの構築等）・ 関係省庁とも連携した事業者への周知・指導 |

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会 報告書のポイント

現行		見直し案（報告書）	
		※下線赤字部分が見直し内容	
<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届</p> <p>※ 十四日前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の负压点検</p> <p>等</p>
<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届</p> <p>※ 工事開始前</p>	<p>事前調査</p> <p>※<u>調査方法を明確化</u></p> <p><u>資格者による調査</u></p> <p><u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u></p> <p>作業計画</p> <p><u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> <p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> <p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>
<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル、ケイ酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 		<p><u>ケイ酸カルシウム板1種※2（破碎時）</u></p> <p><u>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</u></p>	<p>事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事^{※1}が対象）</p> <p>計画届（レベル2も計画届）</p> <p>※ 十四日前</p> <p>事前調査</p> <p>※<u>調査方法を明確化</u></p> <p><u>資格者による調査</u></p> <p><u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u></p> <p>作業計画</p> <p><u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>
			<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、<u>変更時点検</u></p> <p>作業開始前、<u>中断時</u>の负压点検</p> <p><u>隔離解除前の取り残し確認</u></p> <p>等</p> <p>隔離</p> <p>※<u>负压は不要</u></p>

※ 1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※ 2 石綿含有ケイ酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

解体・改修工事開始前の調査

事前調査の対象の明確化

- 以下のものは建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業には該当しないものとして整理し、その旨通知等で示す。
 - ・対象物が、石綿が含まれていないことが明らかであるもの（木材、金属、石又はガラスのみで構成されているもの、畳、電球など）であって、それらの切断等・除去・取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
 - ・対象物に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - ・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
 - ・その用途、仕様、過去の調査結果などから石綿が使用されていないことが明らかな工作物の解体・改修の作業

事前調査の方法の明確化

※省令改正事項

- 事前調査については、必ず現地調査を行わなければならないこと及び解体・改修工事に関わるすべての部位を調査しなければならないこととする。
- 対象物が以下のいずれかに該当する場合は、以下の方法によることで差し支えないこととする。

対象物	調査方法
平成18年9月1日以降に着工した建築物、工作物若しくは船舶（日本国内で着工したものに限り）又は同日以降に輸入され日本籍となった船舶	当該事実を設計図書等で確認
有害物質一覧表確認証書がある船舶	有害物質一覧表を確認
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などですでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する事前調査（書面等による調査及び現地調査）が行われている建築物、工作物又は船舶	当該調査の記録を確認

吹付け材に対するみなし規定の適用

※省令改正事項

- 石綿等含有とみなせば分析を不要とする取扱いの適用を除外している吹付石綿等について、吹付石綿等を除去する場合に求められる措置を講じることを前提に、適用除外とはしないこととする。

解体・改修工事開始前の調査

事前調査を行う者の要件の新設

※省令改正事項

- **建築物の事前調査を行う者については、一定の講習（現行の建築物石綿含有建材調査者講習を想定）を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者（制度改正前に日本アスベスト調査診断協会に登録された者）でなければならないこととする。**
- 一戸建ての住宅の解体・改修工事や共同住宅の専有部分の工事に係る事前調査については、**一戸建ての住宅等に関する留意事項、事例等に特化した講習を修了した者による調査を可能**とする。
- 講習実施体制及び習得のための期間を確保するため、**当該改正の施行まで、3年程度**の期間を設ける。

分析を行う者の要件の新設

※省令改正事項

- **事前調査における石綿の分析については、一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者でなければならないこととする。**
- 講習実施体制及び習得のための期間を確保するため、**当該改正の施行まで、3年程度**の期間を設ける。

事前調査結果の記録等

※省令改正事項

- **事前調査結果を現場に備え付けなければならないこととする。**
- 事前調査結果として、**以下を3年間保存**しなければならないこととする。
 - ・ 現地調査の結果
 - ・ 調査方法及び調査箇所
 - ・ 調査を行った者の氏名、要件証明書類の写し
 - ・ 調査の範囲
 - ・ 分析を行った場合は分析結果、分析方法、分析を行った者の氏名、要件証明書類の写し 等
- 40年間の保存が義務づけられている労働者の作業の概要・期間等の作業の記録について、**「調査結果の概要」も保存を義務づける事項として追加**する。

解体・改修工事開始前の届出

計画届の対象拡大

※省令改正事項

- 作業届の対象となる作業について、作業届ではなく、計画届を提出しなければならないこととする。

解体・改修工事に係る届出制度の新設

※省令改正事項

- 以下の基準に該当する工事は、石綿含有の有無に関わりなく、原則として電子届により、あらかじめ労働基準監督署に届け出なければならないこととする。

<届出が必要な工事>

- ・解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
- ・請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体工事
- ・請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事

※特定の工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突など、石綿等が使用されている可能性が高い工作物

<届出事項>

- ・工事に関する基本情報
(事業者に関する情報、作業場所の住所、建築物等の構造の概要、工事の床面積又は請負金額、作業の期間等)
- ・事前調査に関する情報
- ・事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容

<留意事項>

- ・解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用する
- ・同一工事の仕事を複数の事業者が請け負っている場合は、元請事業者が提出する
- ・請負金額については、材料費も含めた工事全体の請負金額とする

隔離作業に係る措置／隔離を必要としない作業に係る措置

隔離・漏洩防止措置

※省令改正事項

- 隔離を解く際には、当該作業で除去を行った吹付石綿等について、除去が完了したことが適切に確認できる能力を有する者により、石綿等の除去が完了したことを確認しなければ、隔離を解いてはならないこととする。
- 隔離に係る集じん・排気装置の点検頻度や負圧の点検頻度について、以下の見直しを行う。
 - ・初めて作業を行う場合の作業開始後の点検に加え、集じん・排気装置の設置場所を変更した場合その他集じん・排気装置に何らかの変更を加えた場合は、排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検しなければならないこととする
 - ・作業開始前の点検に加え、作業を中断したときは、負圧に保たれているかを点検しなければならないこととする

仕上げ塗材に対する措置

※省令改正事項

- 吹付けられているかどうかに関わらず、グラインダー等の電動工具を用いて仕上げ塗材を除去する作業については、湿潤な状態にすることに加えて、作業場所を隔離（負圧までは求めず、養生シート等で囲うような措置を想定）しなければならないこととする。

※吹付けられた仕上げ塗材は現行は負圧隔離が必要（吹付けられていなければ湿潤な状態にすることのみ）

レベル3 建材に対する措置

※省令改正事項

- レベル3の材料については、破碎を行わずに除去することを原則とするとともに、石綿等を含有するケイ酸カルシウム板第1種をやむを得ず破碎する場合は、湿潤な状態にすることに加えて、作業場所の周囲を隔離（負圧までは求めず、養生シート等で囲うような措置を想定）しなければならないこととする。

湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

※省令改正事項

- 石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じるよう努めなければならないこととする。

作業の記録・その他

作業計画に基づく作業実施状況等の記録

※省令改正事項

- 石綿を含有する建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業については、作業計画に基づく作業の実施状況及び従事労働者に関して、**作業の実施状況等についての写真等による記録及び従事労働者の記録を作成し、3年間保存**しなければならないこととする。
- 解体・改修作業の発注者は、**当該作業を行う事業者が適切に写真等による記録の作成を行うことができるよう配慮**しなければならないこととする。
- 40年間の保存が義務づけられている労働者の作業の概要・期間等の作業の記録について、作業の実施状況等の記録からまとめた**「ばく露防止対策の概要」も保存を義務づける事項として追加**する。

その他

- 今後国において、建築材料等の種類、解体作業等の種類ごとに作業環境測定の結果をとりまとめて公表し、これらを参考にして、各作業におけるリスクの把握、必要な呼吸用保護具の選定等を行うことを促進する。
- 隔離空間の設計を含め工事計画を作成する者は、石綿の有害性等、石綿含有建材の除去方法や使用箇所、隔離空間の設計などの知識を有する者とするを指針等で位置付けるとともに、当該知識に関する講習の受講を促進する（国は必要な支援を行う）。
- 工事現場全体を施工管理する者は、工事全体の施工方法や他の作業が石綿の除去作業場に影響を及ぼさないよう、石綿の有害性等、石綿等の粉じんの発散抑制措置などに関する講習の受講を推奨する（国は必要な支援を行う）。
- 指針等において、労働者が各工事現場において石綿除去等作業を開始する前に、事業者は、作業に従事する労働者に対して、取り扱う石綿の種類や必要なばく露防止措置について周知等を行う必要があることを示すとともに、一人親方等に対する石綿に関する知識習得等を支援する。
- 石綿関連の情報を掲載・発信する国民・事業者向けのウェブサイトを新たに構築し、石綿問題への理解を促すための資料などを積極的に掲載・発信する。
- 関係省庁及び地方公共団体が連携して周知・指導を行う。